

函館家庭裁判所委員会（第5回）議事概要

（函館家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成17年6月10日（金）午後3時00分～午後5時00分

2 場所

函館地方，家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）遠藤純代，近藤弘子，新里光代，小山内武弘，高田和彦，藤田信，堀野收，
矢村宏，伊藤聡

（事務局）小川三郎首席家裁調査官，一郷富雄家裁首席書記官，高野務次席家裁調査官，
大野方己家裁事務局長，奥野雅道家裁事務局次長，立花博之家裁総務課長，
三浦収家裁総務課長補佐

4 議題

- 1 少年事件の動向等について
- 2 家庭裁判所における最近の法改正について
- 3 家事調停事件の動向等について

5 机上配布資料

- 1 タイムテーブル
- 2 着席図
- 3 少年事件の動向等について（シート）
- 4 家庭裁判所における最近の法改正について（シート）
- 5 家事調停事件の動向等について（シート）
- 6 簡易迅速な養育費等の算定を目指して（判例タイムズ No1111号抜粋）

6 議事

（1）開会宣言（家裁総務課長）

（2）委員長あいさつ

（3）意見交換

（高野次席家裁調査官が配付資料の「少年事件の動向等について」に基づき，説明を行った。）

（委員）全国的に見て，事件が増えているという割には，ここ30年くらいは増えていないのではないか。

（事務局）確かにそのとおりである。少年事件の凶悪化，低年齢化とは言われているが，実際には増えていない。しかし，いきなり型の非行，動機が不明というような事案が多く発生しており，それがマスコミ等に取り上げられているという

ことである。

- (委員) 全国の数字を見ると、平成11年に約16万件あった事件が、その後毎年1万件ずつ減ってきている。減った内訳を見ると、交通事故が中心で、一般の非行事件は減っていない。子供の数が減っていることを考えると、一般事件については実質的には増えているということになる。また、事案の中身的にもやはり変質しているらしく、いわゆるオレオレ詐欺といったような知能犯的なものが急増しているとのことである。
- (委員長) 事件そのものは増えてはいないのではという指摘がなされたが、函館の現状はどうか。
- (委員) 昨年と比較して少なくなっているという話は、少年担当の裁判官から聞いている。
- (委員長) 少年事件だけでなく、刑事事件も函館では減少傾向にあるようだが、函館での少年事件について、事案的な特徴というものはないか。
- (事務局) 特に目立つ特徴というものはない。
- (委員) 少年犯罪とは直接結びつかないと思うが、いわゆる「性」についての問題がある。特に中絶について、北海道はその割合が高いと言われているが、その中でも特に函館が高いという話を医療現場から聞かされる。実際、学校でもそういった心配をした例があった。世の中自体がそういう方向へ進んでいるような気がしてならない。
- (小川家裁首席調査官が他庁での保護的措置の取組み例及び少年法の保護者に対する措置に関する規定について補足説明をした。)
- (委員長) 保護的措置の多様化を検討しているところだが、この点についてなにか意見はないか。
- (委員) 家庭裁判所が保護者を指導しているということだが、地域がそれに関わっていくということも大事だと思う。確かに裁判所としては事件性が求められるので限界はあるかもしれないが、事件になる前から裁判所を抜きにして、地域ネットワークを作ることが大切ではないかと思う。
- (委員) 地域との関わりという話が出たが、少年事件には補導委託という制度がある。これは少年審判手続における中間処分であるところ、地域の方々からの協力が得られれば、これを利用することもできるし、従前からしていたことである。
- (委員) 清掃活動などを検討しているとのことであるが、親子で何らかの活動に参加することはとても良いことだ。親子の対話のきっかけになるという話があったが、もっともだと思う。ただ、形式的になるようなことは避けるべきだ。例えば、親と一緒に参加すればポイントが上がるとかなどだ。そういったことにならないよう注意が必要ではないか。
- (委員) 清掃活動はとても良いと思う。ただ、単に活動するだけではなく、それを行うことにより、地域の人々から感謝されるようになれば理想的だ。そういう状況下であれば、やりがいも出ると思う。
- (委員) 保育園や幼稚園でのボランティア活動というものもあると思う。

(委員) 難しい問題はあると思うが、保護者会みたいなものを作ってはどうか。

(委員長) 少年友の会の活動についてはどのような状況か。

(委員) 私自身、友の会会員であるが、今のところ具体的な活動はしていない。

(委員) 少年事件は加害少年ばかりに目が向けられているようにも思えるが、被害者及び被害者の家族からの視点はどうなっているのか。

(高野次席家裁調査官が少年法上の被害者保護規定等について説明した。)

(一郷家裁首席書記官が配付資料の「家庭裁判所における最近の法改正について」に基づき、説明を行った。)

(委員) 改正年金法に伴う年金分割の制度が平成19年4月から施行されるが、これ以前の離婚と以後の離婚で年金分割できるか否か大きな違いが出るようになる。現在、平成19年4月を待っている人が相当数いると言われている。これが現在の事件数にもかなり影響を与えているようだ。

(委員) 北海道の離婚件数は全国に比べ高いところ、函館は中でも高い。これをどう理解すればよいのか分からない。生活保護受給者の多さが影響しているのではないかと思うことがある。

(委員) 親が離婚する際、生活保護を受給していなかったのに、前夫が失業して養育費が払われなくなり、途中から生活保護を受給するに至ったというケースは学校でも数件見たことがある。

(小川首席家裁調査官が配付資料の「家事調停事件の動向等について・簡易迅速な養育費等の算定を目指して」に基づき、説明を行った。)

(委員) 函館管内における履行勧告事件の特徴を具体的に教えていただきたい。

(事務局) 平成11年の全国の事件数と比較し、増加率が著しく多いという点がある。履行勧告事件は、調停で決まった養育費などがそのとおり支払えれば、増えることはない。約束どおり払えないから事件が増えるということになる。

(委員) 函館管内は履行勧告事件が多いということだが、ここからどういうことが言えるのか。

(事務局) 議論としては難しいところだが、地域の経済的な問題が影響しているようにも思える。また、調停において養育費を決める際、数年先のライフスタイル等を見越して決めるべきところ、その見通しが甘いというのもあるのではないか。

(事務局) 事件として、養育費の減額というのがある。この申立て自体はそれほど多くないが、これが意外に成立するという実情がある。

(委員長) 前任地と比べ、函館では離婚調停が多いという感じがする。それよりも多いと感じるのが養育費関係や婚姻費用の分担関係である。離婚は簡単にする、しかし、離婚した後の問題が残るとというのが函館の印象だ。

(委員) 函館は、離婚率が高い、生活保護受給率も高い、シートベルトの装着率は低い、選挙の投票率も全道でもっとも低いなどと数字で出てくるものは特徴的だ。これが家事事件と関連があるかは分からないが・・・。

(4) 次回期日と次回テーマの選定

(委員長) 予定の時間になったので、次回のテーマの選定と期日の確認をしたい。次回は、前回の合同委員会で確認されたように、地方裁判所委員会との合同委員会を開催する予定で、期日は11月11日(金)午後3時からとなっている。場所は本日と同じある。テーマについては、今回は地家裁合同開催となるので、地裁・家裁にかかわらず、裁判所全体の運営に関するものとなるが、何か適当なものはないか伺いたい。また、いずれ家裁単独の委員会も開催することになるが、その場合の家庭裁判所の運営に関するテーマについても併せて伺いたい。家裁単独委員会のテーマとして、例えば、家事調停室や待合室の使用状況、室内の備品設備、家裁を初めて訪れた人がスムーズに目的を果たせるような便宜を考えた方策などが考えられるが、いかがか。日常的に裁判所を利用していると、なかなか気づかない点もあろうかと思うので、そのような視点からも検討していただきたい。

(委員) もし、今述べたような利便性などをテーマとする場合は、事前に施設等を見学させていただきたい。

(委員長) テーマについては、特に今の時点では提案がないようなので、事務局の方に検討させることとする。

以上で、本日の予定はすべて終了した。熱心に協議していただき、委員の皆様のお協力に厚くお礼申し上げます。

(5) 閉会宣言 (家裁総務課長)

以 上